

平成 30 年 7 月 10 日
整理回収機構

弁護士に対する懲戒請求について

昨年 12 月、当社が法律事務を委任していた弁護士（以下「元委任弁護士」という。）が、当社の債務者に係る秘密情報を第三者に漏えいしていた事案が発覚しました。

本件漏えい事案は、元委任弁護士が、委任事件に関して当社より提供を受けた債務者に係る秘密情報を、当社との委任関係終了後、第三者に対し正当な理由なく漏えいしたものであり、弁護士法第 23 条及び弁護士職務基本規程第 23 条に規定された弁護士の秘密保持義務に違反する行為であることから、当社は、本年 7 月 9 日、所属弁護士会に対し、元委任弁護士の懲戒請求を行いました。

以上